

特定非営利活動法人 えん 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 えん という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県伊東市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもも老いも若きも障がいの有無にかかわらず、誰もが自ら生活する地域で共に暮らし、学び、育ちあい、支えあいながら、最後まで自分らしく普通の暮らしができる、差別・偏見のない地域社会・福祉社会の実現のために、高齢者や障がい児・者をはじめひろく社会福祉の支援を必要とされる方々に対して、その一人ひとりのニーズに応えるべく、関わりを大切にした自立と共生を柱にする多様な生活支援・共生・協働のための事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表のうち、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 介護保険法に基づく介護サービス事業
 - ② 保育事業ならびに保育施設等の運営事業、病児保育サービス事業、及びこれらの関連サービス提供事業
 - ③ 子育て支援事業

- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑤ 共生・協働のための事業
 - イ 高齢や障がいのある方々および地域住民に対する共生・協働のための生活支援事業・相談事業
 - ロ 福祉に関わる研修・交流事業
- ⑥ 農福連携、ならびに農業に関する事業
- ⑦ 不登校児の支援に関する事業
- ⑧ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的及び事業に賛同して入会し、この法人の活動および事業を推進する個人。

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人および団体。

(入会)

第7条 正会員および賛助会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡しましたは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である団体が消滅したとき。
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(役員の種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上
 - (2) 監事 1 人以上
- 2 理事のうち 1 人を代表理事とする。また、副代表理事 1 人をおくことができる。

(役員の選任等)

第 14 条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、業務を統括する。代表権は代表理事のみが有する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐して業務を掌理し、代表理事に事故があるときはその職務を代理し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第17条に定める最少の役員数を欠く場合は、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に關し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の解任
- (6) 会員の除名
- (7) 解散時の残余財産の帰属

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 会員の一部並びに全員が、テレビ会議システム等のIT・ネットワーク技術を利用した総会を開催することができる。

4 前項のテレビ会議システム等のIT・ネットワーク技術を利用し総会を開催する場合には、会員の音声が同時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に意見表示が互いにできるようにしなければならない。

(総会の招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

- 第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び予算の決定及び変更
 - (2) 事務局の組織及び運営
 - (3) 役員の選任、職務及び報酬
 - (4) 入会金及び会費の額
 - (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (6) 総会に付議すべき事項
 - (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

2 理事の一部並びに全員が、テレビ会議システム等の IT・ネットワーク技術を利用し理事会を開催することができる。

3 前項のテレビ会議システム等の IT・ネットワーク技術を利用し理事会を開催する場合には、各理事の音声が同時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に意見表示が互いにできるようにしなければならない。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意が合った場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書

面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄附金品
- (5) 財産から生ずる収益
- (6) 事業に伴う収益

(7) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、理事会において議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 42 条 第 41 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益・費用を講ずることができる。

2 前項の収益・費用は、新たに成立した予算の収益・費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 43 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第 44 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の項目については、所轄庁の認証を得なければならない。

- ① 目的
- ② 法人の名称
- ③ 特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑤ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- ⑥ 会議（総会及び理事会）に関する事項
- ⑦ その他の事業に関する事項
- ⑧ 残余財産の帰属すべき者に係る事項
- ⑨ 定款の変更に関する事項
- ⑩ 所轄庁の変更を伴う事務所の所在地の変更

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上をもって決した、特定非営利活動法人、公益法人または社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 52 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 11 章 雜則

(細則)

第 53 条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 高田佐智子

副代表理事 岡田洋子

理事 宮崎美和子

監事 濑崎 江益

監事 中野節子

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条 1 項の規定にかかわらず、法人成立の日から平成 21 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 3000 円、年会費 1 口 2000 円

(2) 賛助会員 入会金 1000 円、年会費 1000 円

附則

1 この定款は、平成 25 年 6 月 30 日から施行する。

附則

1 この定款は、平成 25 年 12 月 27 日から施行する。

附則

1 この定款は、平成 30 年 9 月 27 日から施行する。

附則

1 この定款は、令和 年 月 日から施行する。